

件名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三  
十條第二項第二十四號の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件

○金融庁  
農林水産省 告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久  
農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	「条を削る。」
改正前	<p>(届出を要しない業務)</p> <p><u>第二十七条</u> 規則第三十五条第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、平成十年大蔵省告示第二十号第四条の規定を準用する。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	